

# セット移行共済ご契約のてびき

団体生命移行共済 火災共済 自然災害共済 交通災害共済  
団体生命移行共済・風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・交通災害共済

## 契約概要と注意事項について

この書面は、ご契約に際して特に確認していただきたい事項を「**契約概要**」および「**注意事項**」として記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を**確認・了解**のうえお申し込みください。「**契約概要**」「**注意事項**」について不明の点がございましたら、**全労済までお問い合わせください。なお、加入後に「ご契約のしおり」をお送りいたしますので、必ず内容を確認いただきますようお願いいたします。**

事業規約・細則要約

## 団体生命移行共済・火災共済・自然災害共済・交通災害共済 共通項目

### 契約概要

#### ●共済期間と契約の更新について

共済期間は1年です。同じ内容で引き続き加入する場合の更新方法は以下の通りです。

- 団体生命移行共済 交通災害共済  
共済期間満了後、満了する契約と同じ内容で引き続き加入する場合は、自動更新となりますのでお手続きは不要です（現契約の満期日までに契約者から解約・変更など特にお申し出のない限り、加入可能な年齢まで現契約内容のまま自動的に更新させていただきます。）
- 火災共済 自然災害共済  
共済期間満了後、満了する契約と同じ内容で引き続き加入する場合は、自動更新となりますので、お手続きは不要です。更新日にご契約の住宅または家財が、火災共済契約・自然災害共済契約の「加入できる住宅または家財」外である場合は更新できません。

#### ●初回掛金の払込方法について

- 申し込みいただく場合、以下のように掛金を払い込みください。
- 申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合  
金融機関などで全労済の指定した場所（口座）へ払い込みください。
  - 預金口座振替により初回掛金を払い込む場合  
全労済の指定した金融機関などを通じて、全労済が指定する振替日までにご指定の預金口座へ払い込みください。

#### ●共済金の分割払い等について（団体生命移行共済・交通災害共済のみ）

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、お支払いの繰り延べまたは削減が行われることがあります。

### 注意事項

#### ●申込書の記入について

申込書は全労済と契約を締結するものとして重要です。契約者自身が記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ署名押印をしてください。

#### ●契約の成立と効力の発生について

全労済が加入を承諾した場合、契約の効力は「セット共済」の満了日または解約日の翌午前0時から発生します。  
※「セット共済」の満了日または解約日までに「セット移行共済」の申込書の提出および初回掛金の払い込みが必要です。

#### ●クーリングオフについて

申込者・契約者は、申込日を含めた8営業日以内であればクーリングオフ（申し込みの取り消し）ができます。

#### ●2回目以降の掛金払込と払込猶予期間・契約の失効

- 預金口座振替は、毎月28日（取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日）にご指定の口座から振替します。なお、掛金の払込期日は毎月の発効応当日の前日の属する月の末日です。
- 払込期日の翌日から2ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。

## 団体生命移行共済のご契約

### 契約概要

#### ●団体生命移行共済について

- 共済掛金  
団体生命移行共済の共済掛金は、リーフレットでご確認ください。
- 移行加入できる方  
次の条件のすべてを満たしている方。
  - 組合員または組合員の配偶者
  - 発効日現在で満55歳～満64歳であること。
  - 団体生命共済の基本契約に20口（一律加入分を含みます。）以上、かつ2年以上連続して加入し、その契約が満期日または解約日まで有効であること。
  - 〈TB型〉団体生命共済の病氣入院特約に10口（一律加入分を含みます。）以上加入し、その契約が満期日または解約日まで有効であること。
- 移行加入できない方  
契約発効日・更新日に次の職業に従事している方（加入できない職業）

- 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
- テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
- 移行加入できる型  
退職時に加入している「団体生命共済 基本契約（一律加入分を含みます。）」の保障額と同額のまたは、それ以下の保障額の型になります。  
※1人の加入者について1つの型の加入となります。  
※移行加入は、団体生命共済が満期または解約となる場合に限りです。  
※ご加入後、契約期間の途中では、型を変更することはできません。
- こくみん共済との重複加入について  
  - 「TA型・TB型」とこくみん共済「総合タイプ・総合2倍タイプ・大型タイプ」は重複して加入できない場合があります。
  - 「T7型」とこくみん共済「シニア総合移行タイプ」は重複して加入することはできません。
- 共済金を制限する職業  
次の職業に従事している方
  - 自衛官（防衛大学校生を含む）。
  - 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者。
  - 潜水、潜函、サルベージ等に従事する方。
  - 警察官、海上保安官、看守、その他これらに類する職業。
  - 坑内、隧道内作業に従事する方。
  - 近海または遠洋漁業の船舶乗組員。
  - 総トン数1,000トン未満の船舶乗組員。

#### ●共済金をお支払いする場合

団体生命移行共済の共済金をお支払いする場合については、リーフレットでご確認ください。

共済金お支払いにあたっての留意点  
〈災害入院共済金・病氣入院共済金共通〉  
「団体生命移行共済」の移行加入日をまたがって入院している場合で、「団体生命共済」で共済金を支払う期間については、「団体生命移行共済」からは共済金はお支払いしません。

〈災害入院共済金〉  

- 不慮の事故により入院を開始し、退院後、同一の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に再入院をしたときは、これらの入院を1回の入院とみなします。保障される日数の限度は、合わせて180日分となります。
- 団体生命移行共済へ移行する前に入院し、(1)の条件を満たす再入院が移行後であるときは、再入院の保障額は「団体生命移行共済」の保障額となります。（保障される日数の限度は合わせて180日分です。）

〈病氣入院共済金〉  

- 入院を開始し、退院後180日以内にその入院と同じ原因で再入院したときは、これらの入院を1回の入院とみなします。保障される日数の限度は、合わせて180日分となります。
- 団体生命移行共済へ移行する前に入院し、(1)の条件を満たす再入院が移行後であるときは、再入院の保障額は「団体生命移行共済」の保障額となります。（保障される日数の限度は合わせて180日分です。）

### 注意事項

#### ●共済金をお支払いできない場合（免責）

〈各共済金に共通〉  
契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、犯罪行為により支払い事由が発生したとき。  
〈災害死亡共済金・災害障害共済金・災害入院共済金・病氣入院共済金〉  
加入者がハイヤー・タクシー運転手で、その運転業務従事中に生じた事故によるとき。  
〈災害死亡共済金・災害障害共済金・災害入院共済金〉  

- 加入者が無資格運転中または酒気帯運転中に生じた事故によるとき。
- 加入者の精神障害、泥酔によるとき。
- 頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの。
- 医師が退院してもさっつかえないと認定した日の翌日以降の入院。
- 加入者が共済金を制限する職業に従事している場合、その職業の就業に伴う原因により共済事故が発生したとき。（共済期間の途中で加入できない職業または共済金を制限する職業に就かれた場合も含みます。）

〈病氣入院共済金〉  

- 加入者の精神遅滞、性格異常、薬物依存による場合、または薬物依存により生じた病氣によるとき。
- 発効日前に契約者または加入者に判明していた先天性の異常（発育の異常、発育不全を含む）または先天性の異常を原因とする病氣によるとき。
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの。
- 医師が退院してもさっつかえないと認定した日以降の入院。
- 災害入院共済金をお支払いする期間。

#### ●共済金を減額してお支払いする場合

〈災害死亡共済金・災害障害共済金・災害入院共済金〉  
事故等による傷害については、次の影響を除いて共済金額を決定し、お支払いします。

- 事故前から存在していた障害・傷病による影響
- 事故後、その事故とは関係なく発生した障害・傷病による影響

#### ●契約が無効となる場合

- 契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「移行加入できる方」の範囲外であったとき。
- 共済金額が最高限度額を超えていたとき。
- 申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき。
- 契約者の意思によらず契約が申し込まれていたとき。
- 1人の加入者が同じ型に複数加入していたとき。
- 1人の加入者が複数の型に加入していたとき。
- 移行前の「団体生命共済」の契約が無効、失効、解除または消滅となる原因・事実が判明したとき。

#### ●契約が解除となる場合

- 次の場合、契約は解除となります。
- 契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき。
  - 契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、加入申込書に全労済が判断する危険の測定に関係のある重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき。

#### ●契約が消滅となる場合

- 加入者が死亡したとき。
  - 加入者が重度障害となったとき（重度障害共済金が支払われた場合）。
- ※契約が消滅し、共済金を契約者が死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

#### ●共済掛金の保険料控除について

団体生命移行共済の掛金は、所得控除の対象となります。  
※対象となる共済契約は、納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者（内縁関係の方は対象外）、その他の親族である契約です。

## 交通災害共済のご契約

### 契約概要

#### ●交通災害共済について

- 共済掛金について  
交通災害共済の共済掛金は、リーフレットでご確認ください。
- 加入できる方  
契約の発効日または更新日において、次のいずれかに該当する方
  - 契約者（組合員 以下同じ）
  - 契約者の配偶者（内縁関係者を含む。ただし、契約者または契約者と内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。以下同じ）
  - 上記以外の共済契約者と生計を一にする親族

#### ●交通事故の定義について

- この共済において交通事故とは、次に掲げるものをいいます。
- 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関（自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、定期遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じ）との衝突、接触等による事故
  - 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関に発生した衝突、接触、火災、爆発等による事故
  - 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
  - 乗客（入場客を含みます）として、改札口にある交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさします）における被共済者の不慮の事故
  - 道路（道路交通法第2条に定めるもの）を通行中の被共済者の次に掲げる不慮の事故
    - 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
    - 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
    - 火災または破裂・爆発

#### ●共済金をお支払いする場合

交通災害共済の共済金をお支払いする場合については、リーフレットでご確認ください。

### 注意事項

#### ●契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、直ちに全労済へご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- 氏名や住所が変更となった場合
- 被共済者について、交通事故による傷害を被った場合
- 他の交通災害保険や交通災害共済に加入したとき

#### ●共済金をお支払いできない場合（免責）

- 契約者、被共済者、共済金受取人の故意、重大な過失
- 被共済者の犯罪行為によるとき
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被共済者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

- 間に生じた事故によるとき
- 頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」等）または腰・背痛で他覚症状のないもの
- 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書書の交付を受けられなかったもの（交付を受けられない場合はお問い合わせください。）
- 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
- 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの
- 被共済者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます）、競技・興行（練習を含みます）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害
- 被共済者が職務として以下の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
  - 荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます）
  - 全労済の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃の作業
- 被共済者が定期、不定期航空運送事業の用に供されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に生じた傷害
- 被共済者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
- E型・F型に加入の場合、被共済者がハイヤー・タクシーを運転中に生じた交通事故によるとき

#### ●共済金を削減する場合（A型のみ）

被共済者がハイヤー・タクシーを運転中に被った事故の場合は、入院共済金額を「1口あたり50円に共済契約口数に乗じた金額または1,000円のうちのいずれか少ない額」と読み替えて計算された金額を入院共済金として支払います。

#### ●契約が無効となる場合

- 被共済者が発効日または更新日に、すでに死亡していた場合や、「加入できる方」の範囲外であったとき
- 共済金額が最高限度額を超えていたときは、その超えた部分
- 契約申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
- 契約者の意思によらず契約申し込みがされたとき

#### ●契約が解除となる場合

- 次の場合、契約は解除となります。
- 契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、被共済者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき
  - 共済金請求書に事実と異なることを記載、あるいは事実を記載しなかったり、損害の証拠、その他の書類を偽造したり変造したとき
  - 「契約内容に関する届け出について」の(3)が生じた場合で、かつ全労済が承諾しないとき

#### ●契約が消滅となる場合

被共済者が死亡したとき

## 火災共済・自然災害共済 共通項目

### 契約概要

#### ●共済掛金について

火災共済・自然災害共済の共済掛金は、リーフレットでご確認ください。

#### ●割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金として還元いたします（5月末現在の有効契約が対象となります）。  
※自然災害保障付火災共済においては、火災共済契約が対象となります。

### 注意事項

#### ●契約が解除・消滅となる場合

- 次の場合、契約は解除となります。
  - 契約の申し込み、共済金の請求および受領等に際し、契約者または共済金受取人が詐欺行為を行ったとき
  - 契約者が、契約時に故意・重大な過失により、加入申込書の記載事項について危険の測定に関係のある重要な事実を告げなかったり、事実と異なる記載をしたとき
  - 通知の義務（右記「契約内容に関する届け出について」参照）が生じた場合で、かつ全労済が承諾しないとき
  - 右記の火災共済契約「共済金をお支払いできない場合（免責）」(1)、(7)により共済金が支払われないとき（自然災害共済契約についても適用）
- ※契約を解除した場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。  
※共済金支払い事由が発生した後に、契約解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、返還していただきます。
- 次の場合、契約は消滅します。  
契約の成立後、共済の目的が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき契約

は消滅します。

#### ●契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、直ちに全労済へご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- 氏名や住所が変更となった場合
- 他の火災保険や火災共済に加入したとき
- 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更し、または解体・増改築するとき
- 30日以上空家または無人にするとき
- 共済の目的を他の場所に移転するとき(火災等、風水害等を避けるために5日以内で持ち出す場合を除く)
- この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
- 共済の目的が「加入できる住宅または家財」（リーフレットを参照）の範囲外になったとき
- 契約者が死亡したとき

#### ●解約について

この契約はいつでも解約することができます。全労済所定の解約届を提出ください。

#### ●共済掛金の保険料控除について

平成18年度税制改正により、平成19年1月分以後の掛金では、自然災害共済掛金のうち地震等損害部分に係わる共済掛金が所得控除の対象となります。

## 火災共済のご契約

#### 契約概要

#### ●火災共済について

火災共済は、火災・風水害などの際に加入者の住まいと家財を守る商品です。契約の目安として加入基準を設けています。万一被害が発生した後に安心して再建できるよう、加入基準どおりの加入をおすすめします。詳しくは、リーフレットでご確認ください。

##### 1.契約の方法

契約は住宅と家財に区分し、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに、結びます。1棟の住宅または1棟の住宅内に収容されている家財についての契約者は、原則1人となります。

##### 2.加入できる住宅または家財

加入できる住宅または家財については、リーフレットでご確認ください。

##### 3.住宅の構造

(1) 鉄筋コンクリート住宅とは、下記の耐火構造の住宅をいいます。

- 住宅の主要構造物のうち、柱、はり、および床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの
- 外壁のすべてが下記のいずれかに該当する住宅

ア.コンクリート造　イ.コンクリートブロック造　ウ.レンガ造　エ.石造　オ.土蔵造

(2) 木造・モルタル住宅とは、上記(1)の「鉄筋コンクリート住宅」以外の住宅をいいます。
※プレハブ住宅など構造の点でわからないことがありましたら、全労済へお問い合わせください。

#### ●共済金をお支払いする場合

火災共済の共済金をお支払いする場合には、リーフレットでご確認ください。

### ●他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の火災共済のほかに、他の火災共済や火災保険などに加入している場合、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計が損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額となるように調整されます。

## 要注意事項

#### ●共済金をお支払いできない場合（免責）

次のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません。

- 契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人の故意、重大な過失により生じた損害
- 火災等または風水害等に際し、共済の目的が紛失し、または盗難にあったことにより生じた損害
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた損害
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
- (3)または(4)の損害の原因により生じた火災等が延焼または拡大したことにより生じた損害
- 発生原因のいかんを問わず、火災等が(3)または(4)の損害の原因により延焼または拡大したことにより生じた損害
- 契約者または共済の目的の所有者が、全労済が行う損害調査を正当な理由が

ないのに妨害したとき

(8) 通知義務の手続きを怠ったとき（左記「契約内容に関する届け出について」参照）

(9) 共済金請求の書類に事実を記載せず、または損害の証拠、その他の書類を偽造したり変造したとき

※(1)、(7)、(8)、(9)は自然災害共済も共通です。

#### ●契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- 契約の申込日において、共済の目的がすでに火災等または風水害等の損害にあつていること、または損害の原因が発生していたことを契約者が知っていたとき
- 更新契約において、契約共済金額の増額の申し込みがされた場合、増額がされた部分に対応する共済契約について、(1)の規定を適用します。
- 共済の目的が発効日または更新日において、「加入できる住宅または家財」（リーフレットを参照）の範囲外のととき
- 共済金額が最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- 共済金額が加入基準を超えて加入している場合で、全労済の算出する標準的再取得価額を超える部分
- 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき

\*1契約者が善意であり、しかも重大な過失がないときは、当該契約の共済掛金の全部または一部を契約者にお返しします。掛金をお返す場合、その無効となった契約が更新されたものであるときは、直前の共済期間までの分とします。

※(3)、(4)、(6)、\*1は自然災害共済も共通です。

## 借家人賠償責任特約のご契約

#### 契約概要

#### ●借家人賠償責任特約について

借家人賠償責任特約は、火災共済と組み合わせて加入できる特約です。借主の過失による災害で借用住宅に損害が生じ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。詳しくは、リーフレットでご確認ください。

##### 1.特約の契約方法

基本契約(火災共済契約)と同時に加入し、次のすべてに該当する場合に限り、借家人賠償責任特約にご加入いただけます。

- 借用住宅に基本契約の共済の目的である家財が収容されているとき
- 借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
- 被共済者と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき

##### 2.加入できる方（被共済者となる方）

被共済者は借用住宅の借主です。ただし、共済契約関係者であることが条件となります。

※火災共済(家財)契約に30口以上の加入が必要です。

##### 3.基本契約との関係

基本契約が無効のときは、借家人賠償責任特約も無効となります。また、基本契約が共済期間の中途において終了したときには、借家人賠償責任特約も同時に終了します。

##### 4.同一の借用住宅についての共済金額と最高限度額

同一の借用住宅について、2人以上の者が借家人賠償責任特約を分割して締結しようとするときは、その2人以上の者の借家人賠償責任特約共済金額の合計額が4,000万円を超えない範囲で、それぞれ契約者となることができます。

#### ●共済金をお支払いする場合

借家人賠償責任特約の共済金をお支払いする場合には、リーフレットでご確認ください。

### ●他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の借家人賠償責任特約のほかに、上記「共済金をお支払いする場合」に相当する損害を保障する他の契約がある場合、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額となるよう調整されます。

## 要注意事項

#### ●共済金をお支払いできない場合（免責）

次のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません。

- 次の事由によって滅失、き損または汚損したことによる損害

ア.契約者、被共済者または共済金受取人の故意　イ.契約者、被共済者または共済金受取人の心神喪失または指図　ウ.借用住宅の改築、増築または取りこわし等の工事　エ.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた火災、破裂または爆発、漏水等　オ.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた火災、破裂または爆発、漏水等　カ.エ・オの損害の原因により生じ、延焼または拡大した火災、破裂または爆発、漏水等
- 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害

ア.被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定があ

る場合において、その約定により加重された損害賠償責任　イ.被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見されたき損、汚損に起因する損害賠償責任

(3) 次の事実がある場合

ア.契約者または共済の目的の所有者が全労済が行う損害調査を正当な理由がないのに妨害したとき　イ.共済金受取人が、共済金の請求において提出する書類に故意に不実のことを記載し、もしくは事実を記載せず、または当該書類を偽造・変造した場合

(4) 次の損害がある場合

契約者および被共済者が、下記「契約内容に関する届け出について」の手続きを怠った場合において、当該事実の発生したときまたは契約者が当該事実の発生を知ったときから、全労済が通知を受理するまでの間に、借用住宅についてその貸主に対して損害賠償責任を負担することにより被った損害

#### ●契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- 契約者および被共済者が申し込みの日において、すでに借用住宅が共済金をお支払いする場合の事故により滅失、き損または汚損したことを知っていたとき、または事故の原因が発生していたことを知っていたとき
- 更新契約において、借家人賠償責任特約共済金額の増額の申し出がされた場合、増額された部分の借家人賠償責任特約共済金額に対応する共済契約については、(1)の規定を適用します。
- 発効日または更新日において、前記の「借家人賠償責任特約について」
  - 特約の契約方法のいずれかを満たしていないとき
  - 借家人賠償責任特約の共済金額が、最高限度を超えていたときは、その超えた部分

※契約者および被共済者に重大な過失がないときは、すでに払込まれた掛金の全部または一部を、契約者にお返しいたします。掛金をお返す場合、その無効となった契約が更新されたものであるときは、直前の共済期間までの分とします。

#### ●契約内容に関する届け出について

契約者および被共済者は次の場合、全労済へご連絡ください。

- 前記の「借家人賠償責任特約について」1.特約の契約方法を満たさなくなったとき
- 借用住宅について共済金をお支払いする場合の損害を保障する他の契約を締結すること
- 借用住宅が共済金をお支払いする場合の事故以外の原因により滅失、き損または汚損したこと

## 自然災害共済のご契約

#### 契約概要

#### ●自然災害共済について

自然災害共済は、火災共済と組み合わせて加入できる共済です。地震による火災や損壊、風水害、盗難などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。詳しくは、リーフレットでご確認ください。

##### 1.契約の方法

自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとでの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で同時に加入してください。

##### 2.契約にあたって

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する建物または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

##### 3.共済期間および更新について

自然災害共済の契約の発効日・更新日または満期日は、火災共済の発効日・更新日または満期日と同一の日となります。火災共済が共済期間の中途において終了したとき、あるいは共済期間の満了により終了したときは、自然災害共済も同時に終了となります。また、自然災害共済が共済期間の中途において終了したとき、あるいは共済期間の満了により終了したときは、火災共済も同時に終了となります。

##### 4.加入できる住宅または家財

加入できる住宅または家財については、リーフレットでご確認ください。ただし以下の項目は、自然災害共済では含まれません。

- <住宅>
  - 門、塀、垣根その他の住宅の付属工作物
  - 住宅に付属する物置、納屋、車庫その他の付属建物

#### ●共済金をお支払いする場合

自然災害共済の共済金をお支払いする場合には、リーフレットでご確認ください。

共済金のお支払いにあたっての留意点

<盗難共済金>

※通貨・預貯金証書については、共済の目的を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。

※通貨・預貯金証書の盗難共済金は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。

### ●他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の自然災害共済のほかに、風水害等・地震等・盗難による損害を保障する他の契約がある場合、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、共済金の種類ごとの損害の額を超えるときは、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額となるよう調整されます。

※なお、盗難における「持ち出し家財」「通貨」「預貯金証書」の損害の場合は、他の保険金などとあわせて次の額（他の契約の限度額が下記の額を超えるときには、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額を「損害の額」として調整されます。

- 持ち出し家財:限度額100万円
- 通貨:限度額20万円
- 預貯金証書:限度額200万円

共済金が削減される場合
<p>●自然災害共済は、全労済・全国交運共済生協・自治労共済・電通共済生協・全通共済生協（以下「自然災害共済実施生協」という）が共同で実施するものです。</p> <p>●1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、自然災害共済実施生協が風水害等および地震等ごとにあらかじめ定めた、次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金を次の算式により計算した金額に削減します。</p>
<p>(1) お支払いする共済金＝</p> $\text{所定の支払共済金の額} \times \frac{\text{総支払限度額(下記のアまたはイ)}}{\text{実施生協全体の所定の支払共済金総額}}$
<p>(2) 総支払限度額</p> <p>ア.風水害等…300億円</p> <p>※最近30年間の風水害等による被害では、1991年に九州・中国・東北地方を襲った台風19号によるものが最大でしたが、この総支払限度額はこれと同程度の風水害等が襲来しても充分共済金を支払うことができる水準として設定しています。</p> <p>イ.地震等…1,300億円</p> <p>※地震による被害は「1923年の関東大震災」級の地震が再来した場合の被害が最大といわれています。この場合は共済金を削減してお支払いせざるをえません。しかし、その他の過去100年間に発生した地震と同程度であれば、共済金を規定どおり支払うことができる水準として設定しています。</p> <p>※この総支払限度額は各自然災害共済実施生協の事業計画により定めたものです。</p>
<p>●大規模な台風や地震などが発生し、大規模災害に備えた準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総会で組合員の皆さまの承認をいただき、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。</p>
<p>●共済金削減の場合の概算払い</p> <p>共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。</p>

## 要注意事項

### ●風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金をお支払いできない場合（免責）

次のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません。

- 風水害等、地震等または火災等に際し、共済の目的の紛失または盗難により生じた損害
- 地震等が発生してから10日を経過した後に生じた損害(地震等共済金のみ)
- 屋外に置かれた家財、または持ち出し家財である自転車および原動機付自転車(125cc以下)の盗難による損害
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による損害
- (4)または(5)の損害の原因により生じた風水害等または地震等が延焼または拡大したことにより生じた損害
- 発生原因のいかんを問わず、風水害等または地震等が(4)または(5)の損害の原因により延焼または拡大したことにより生じた損害

### ● 傷害費用共済金をお支払いできない場合 (免責)

次のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません。

- (1) 契約者、その者と生計を一にする親族、共済金受取人の故意、重大な過失、犯罪行為により生じた死亡および身体障害
- (2) 左記「風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金をお支払いできない場合 (免責)」の(4)、(5)、(6)、(7)の原因による場合に生じた死亡および身体障害
- (3) 原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの

### ● 契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 契約の申込日において、共済の目的がすでに風水害等、地震等もしくは盗難による損害にあつていることや損害の原因が発生していたことを契約者が知っていたとき
- (2) 更新契約において、契約共済金額の増額の申し込みがされた場合、増額がされた部分に対応する共済契約について、(1)の規定を適用します。
- (3) 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中の新規契約または増額契約。ただし、当該共済契約が更新契約の場合は、その更新契約の既加入共済金額は除きます。
- (4) 契約共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただいています。これらお客さまの個人情報、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、全労済は(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、および日本生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。))とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。))の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます。))の参考とすることを目的として、当会を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。共済金のご請求があつた場合や、これらに係わる共済事故が発生した場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、(1)被共済者の氏名、生年月日、性別、住所 (2)共済事故発生日、死亡日、入院・退院日、対象となる共済事故 (3)共済種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法等の全部または一部について、(社)生命保険協会を通じて、照会をなし、他の各生命保険会社等からの情報提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。

※ 個人情報の取り扱いに関する詳細は全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てをおこなっています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用をおこなっています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的におこなっていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県本部の全労済にお問い合わせください)。